

令和 7 年度 船橋市立小室小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校は、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを意識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・いじめの未然防止のために、児童が活躍できる教育環境を作り、自己肯定感や自己有用感を高める指導を行う。また、いじめを見て見ぬふりをするものがないように日頃からいじめに対する意識の高まりを図る指導を行う。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を育み、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。さらに、縦割りでの交流を行うことで、協力する心を身につける。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止のために児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年 3 回実施するとともに、児童の声に耳を傾ける等その他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・毎月の職員会議でいじめ対策委員会（生徒指導部会）からの報告を行う。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動や、実態調査を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」（生徒指導部会）を設置する。
＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主任、低中高の教諭、養護教諭、音楽専科、栄養士、特別支援コーディネーター、特別活動担当、スクールカウンセラー
- ＜活 動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
- ＜開 催＞ 月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談・報告を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の理解・協力、必要に応じて関係機関及び専門機関等との連携を図り対応する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。（管理職）
- ②教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。（管理職）
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。（学年・担任）
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
- ・「学校は、いじめのない学校作りに取り組んでいる」（保護者への依頼項目）
 - ・「児童の悩みや要望などに十分対応している（いじめ・差別等）」（職員への評価項目）

（５）年間計画

	教職員の活動・児童や保護者の活動	備 考
4 月	・ 生徒指導部会発足 ・ いじめ対策委員会発足 ・ 第 1 回学級懇談会 ・ 1 年生を迎える会 ・ 学区訪問 ・ 教育相談実施（月 1 回） ・ いじめ防止啓発強化月間「SOS の出し方教育の実施」	・ いじめ対策委員会は、生徒指導部の中に設置。構成員は生徒指導部と同じ。 ・ 児童会
5 月	・ 全校除草作業 ・ 運動会	
6 月	・ あいさつ運動実施（第 1 回）・緑の羽根募金活動 ・ 土曜参観 ・ 一宮校外学習 ・ 縦割り交流グループ発足 ・ 小室ライブ	・ 児童会 ・ 5 年生 ・ 縦割りグループ
7 月	・ 第 1 回生活アンケート実施 ・ 個人面談実施	
9 月	・ 各担任は夏休み明けの児童の変化等の有無を確認 ・ スポーツテスト	
1 0 月	・ 日光修学旅行 ・ 児童会いじめゼロ宣言（イエローリボン運動） ・ 縦割り給食（あおぞら給食）	・ 6 年生 ・ 児童会 ・ 縦割りグループ
1 1 月	・ 校内音楽会 ・ あいさつ運動実施（第 2 回）	・ 児童会
1 2 月	・ 縦割り遊び ・ 第 2 回生活アンケート実施 ・ 赤い羽募金活動	・ 縦割りグループ ・ 児童会
1 月	・ 学校評価アンケート ・ 情報モラル教育の実施 ・ あいさつ運動（第 3 回）	・ 児童会
2 月	・ 授業参観・懇談会 ・ 児童会引き継ぎ式 ・ 6 年生を送る会	・ 児童会
3 月	・ いじめ対策委員会反省 ・ 生徒指導部会反省 ・ 第 3 回生活アンケート実施	